

議事要旨(5) 1株当たり利益専門委員会における検討状況について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）より、1株当たり利益(EPS)専門委員会では、IASBのEPSプロジェクトの一時中断を受け、検討を一時中断しているが、次のような点については今後短期的に対応したい旨の説明がなされた。

- ・ 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下、企業会計基準第24号）の公表に伴う改正
- ・ 貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合の取扱い等、IASBの今後の検討でも影響を受けないと考えられるIFRSとの既存の差異
- ・ 転換価格修正条項付転換社債（MSCB）の取扱い

引き続き、小林（央）研究員から具体的な改正項目について説明がなされた。事務局からの説明の後、次のような質疑応答が行われた。

（企業会計基準第24号の公表に伴う改正について）

ある委員から、企業会計基準第24号で使用されている文言については、会計基準間の齟齬が生じないように、正確に使用する必要がある旨の指摘があった。この点、事務局側からは、会計基準間で表現の統一が図られるように修正を検討するとの回答がなされた。

（株式併合又は株式分割が行われた場合に関する改正について）

別の委員から、期中の加重平均株式数の調整が行われる事象は、IAS第33号においては「発行済株式数は変化するが資産は対応して変化しない事象」と記述されていることから、改正にあたってその点を明確化すべきではないかとの意見があった。この点、事務局側からは、ご指摘の点を踏まえて修正を検討するとの回答がなされた。

（MSCBの取扱いに関する改正について）

さらに別の委員から、MSCBの取扱いを定めている記述については、株式分割等に伴い行使価格が修正されたケースも含まれるかのように誤解される可能性があるのではないかとの意見があった。この点、事務局側からは、ご意見を踏まえて修正を検討するとの回答がなされた。

以 上